

項でとどまっていますけれども、是非、利用段階で揮発油税に頼つていくのか、果たして電気自動車への課税というのはどう考えるのか等々、これ

○麻生国務大臣 基本的に電気自動車になります
よ、流れとして。僕はカーボンゼロ、CO₂ゼロ
なんという話はそんな簡単な話ぢやないと思って
めます。

おりますので。公約としてゼロというのは世界中
言っていますから、うちは反対ですというよう
な、そういうような話ではないと思います。ただ
し、カーボンゼロというのは本当にゼロになります
すかねといえば、そんなことはないんだと思うん
ですね。

ですから、そういうことを言うと○・○二
あつてもまだあるじゃないかという話にしかなり
ませんから、うかつなことは言えぬ話だなと思いつ
ながらも、正直申し上げてなかなか難しい。しか

し、「言うこととしては、世界中皆カーボンを下げないかぬと言つてゐる話なので、そういうことを言わないかぬな、私どももその程度には理解をいたしております。正面切つてこれは反対するという話でもありませんけれども。

したがいまして、今言われましたように、電気によると言われましても、電気自動車になるといつても、その電気を起こすものは何でやつているのかといえは、CO₂を出して電気をつくつてゐるのですから、何の意味があるんだねと言ふれてみんな困つちやうような、新聞記者のレベルというのはその程度のものだと思って、僕は正直重要な部と「いうのにがつかりした記憶があります。」そういう意味もありますけれども、私は、今おっしゃるようだ、今回の揮発油税等々、道筋に重要で、今考えたら田中角栄というのは天才みたいな人だつたなど僕はつくづく思いますよ。でも、そういういた意味で、あの税金を取つたおかげで道路がこれだけできたわけですから。

そういういた意味では税で持とうというのではなく簡単な話ではないのであって、直間比率が、働く人だけに極端に偏った直接税の比率の高さを、これまでどつと消費税を入れて間接税の比率を高めてやつとここまで来られたという話ですけれども、これに代わって間接税を下げるべきだ、直接税をもつと取れと言つておられる共産党を始め、いろいろおられますよ。そこにもおられますけれどもね。あなた一人にかぶせるつもりは全くありませんけれども。

取り組むべき点、二〇五〇年代のカーボンニュートラルの時代は目前であります。そのときの社会づくりのための安定財源かくあるべしということを是非お互いに議論し合いたいし、その問題提起に今日はさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

度によって納税猶予することを始めたとしても、で大変救われているという状況は疑いがないと思います。

資料にあるように、いわゆる既存の猶予制度と特例の猶予制度は何が違うかということなんですが、特例では、前年同月比でおおむね収入が二〇%以上減少していれば対象とされました。既存の措置では、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予するというふうになつていて、具体的にお伺いしますが、大幅な赤字というの

いきます。

初めに、資料の三を御覧いただけますでしょうか。

これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例でございます。これは、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予する特例でございます。

先ほども申し上げましたけれども、二十八万五千元、金額にして一兆二千億円という、多くの方々がこの納税制度の特例をこの間利用しているということでござります。これだけの方々が、まだ堅急事態宣言が継続している下で、今年の納税額と合わせて、去年延滞した、納税猶予している税金を一度にまとめて払えるのかというのは、極めて困難だ、こう考えるのが自然だと思います。

今月十六日の財務金融委員会で、麻生財務大臣は、私の質問に対し、特例の終了後においても既存の猶予制度というのを利用できる、こういうふうに述べられておりました。それほど、何か特例と既存の制度と余り違わないかのようなお話だったというふうに思うんですが、それならばそもそも特例措置を用意する必要がなかつたわけで、やはり、コロナで苦しんでいる方々が、この特例制

○鑛水政府参考人 お答えいたします。
国税通則法第四十六条第二項の納稅の猶予の適用を受けるためには、法令上、納稅者がその事業につき著しい損失を受けた場合において、一時に納稅ができないなどの要件を満たす必要がござります。納稅者がその事業につき著しい損失を受けたということにつきましては、直前の一年間の利益額の二分の一を超えて損失が生じる場合や、直前の一年間の損失を超えた損失が生じる場合が該当するものとして取り扱っているところでござります。
なお、国税庁といたしましては、ただいま申し上げました納稅の猶予を適用できない場合であつても、国税徵收法上の換価の猶予、これを柔軟に適用することとしておるところでございます。例えば、換価の猶予につきましては、国税を一時的に納付することにより事業の継続又は生活の維持など困難にされるおそれがあると認められることなどと要件となつてゐるところでござります。
○清水委員 二分の一の売上げの減少ということことで、特例で言う二〇%以上の減少に比べるとかわりハーフードルが高いというような気がしますが、今、国税局、次長の方から柔軟な対応というお話をありましたので、では、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。
例えば、昨年納稅猶予の特例措置を利用してる事業者が、例えば持続化給付金であるとか都府県からの休業支援金などで赤字幅は縮小した

・追い　伺話　など　かをに例にし　さか　行のとて來る　こと　経験

しかし、今述べられた大幅な赤字には満たず、今年の確定申告では多額の消費税などの滞納が発生しそうである、このようなケースは今言われました。既存の納税猶予の対象となるのか、お答えいただけますか。

○鎌水政府参考人 お答え申し上げます。

○鎌水政府参考人 お答え申し上げます。
国税庁いたしましては、新型コロナの影響を受けている事業者に対しまして既存の猶予制度を適用するに当たりましては、納税者個々の実情に十分に配意した柔軟な対応に努めているところでございます。特例猶予の要件を満たすような方につきましては、基本的には既存の猶予制度を御利用いただきごができるものと考えてございます。

○清水委員 ありがとうございます。
納税者におかれましては、御不明な点がございましたら、最寄りの税務署に是非御相談いただければと思います。

それで、ちょっと伊藤副大臣がおられないんですが、通告していないのでいいんですが、先ほどお話しの中、いわゆる納税猶予の特例を利用されている方々全てに返済期限が始まると連絡をして、既存の猶予制度の活用などを提案するといふお話をありました。
これも国税庁の方の答弁でいいんですが、いわゆる二十八万件と私、申し上げました、納税猶予の特例を利用されている方々。この方々全てに返済が始まると連絡をして、そして既存の納税猶予の制度について提案をし、今、鎌水次長がお話しされましたように、実情に応じて対応し、基本的な猶予の特例をこれまで利用されていた方々については既存の猶予制度が適用されるものとしたいというふうに答弁されましたが、そういうことでよろしいでしょうか。安心されると思いります。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。
まず、納税者への通知という件に関してでございますけれども、国税庁におきましては、特例猶予の申請期限を過ぎた後におきましたが、既存の

猶予制度をきちんと活用できるように、業界団体などとか関係民間団体を通じた周知を始め、あらゆるチャネルを通じて積極的な周知、広報を図つておられます。

その上で、既に特例猶予を受けている納税者に對しましては、猶予期限が到来する前に個別に御連絡いたすとともに、引き続き新型コロナの影響により納付が困難という場合には、既存の猶予の制度を御案内しているということでございます。

それから、適用をどうするかにつきましては、先ほど申し上げたとおり、柔軟な対応をしていくということでお対応していただきたいというふうに考えてございます。

○清水委員 大事なところをちょっとと答えていた

だかなくて、全ての方に返済が始まる前にそうした相談をしていただけるのか。これが大事で、ある事業者は、わざわざ連絡いただいて、もう特例は終わつたんだけれど既存の猶予制度を活用してください、大額な赤字というふうに、従来ではなかなか難しかけれども柔軟に対応しますと連絡いただいて相談に乗つていただいたという方があります。

一方で、全く連絡がなく、あなたは条件に合わないでの、これまで特例は活用していただけれども、事前にそういう連絡もなく、既存の猶予制度も当てはまらないかたというようなことがあれば、ちょっと具合が悪いと思うんですね。

ですから、二十八万件というのは、これは鎌水次長が納税猶予の特例の件数を述べられたわけですから、これら全てに対応していただけるのか、これがすごく大事だと思います。払えるところは払つていただきたいといふことですけれども、もちろん払える事業者もあるでしょう。しかし、こう

これがすごく大事だと思います。払えるところは払つていただきたいといふことですけれども、もう

お話をありました。
これまた、二十八万件というのは、これは鎌水

の特例を利用している方々。この方々全てに返済が始まると連絡をして、そして既存の納税猶予の制度について提案をし、今、鎌水次長がお話しされましたように、実情に応じて対応し、基本的な猶予の特例をこれまで利用されていた方々については既存の猶予制度が適用されるものとしたいといふふうに答弁されましたが、そういうことでよろしいでしょうか。安心される思いります。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。
特例猶予の納付期限、これから迎える方もいろいろいらっしゃると思いますけれども、その期限が到来する前には個別に御連絡いたします。その上で、なかなか納付が困難であるという方につき

ましては、既存の猶予制度を御案内するということをございます。
○清水委員 ありがとうございます。
現行の猶予制度におきましても、例えば売上げの説明をする書類などが提出できないという場合は口頭説明も可能ということにもなっておりまします。

○清水委員 ありがとうございます。
このように、国税庁の方では柔軟な対応をしていただけるということでございまして、ただ、これは国税だけではなくて、先ほど私が紹介しましたように、社会保険料や地方税においてもかなりの件数あるいはかなりの金額ということで、納税の猶予の相談をしていただいているということでありますので、是非、総務省においても、これは地方公共団体にお願いしていただくということになります。

この相談をしていただいているところでは、労働省の方でも同様の対応をしていただける、このコロナが続いておりますので、国税庁と並んでこうした対応をしていただけるかどうか、それをお答えいただけますでしょうか。

○福岡政府参考人 お答え申し上げます。

○福岡政府参考人 お答え申し上げます。
総務省におきましては、地方団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ納税が困難な納税者等に対して、柔軟かつ適切な対応を改めて依頼する通知を一月十五日に発出いたしましたところでござります。

その通知の中で、特例猶予の期間が終了する納税者等への対応として、そういう方々に対しても、その猶予期間が終了することを確実に周知するようお願いをしているところでござります。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。
厚生年金保険料等の納付猶予の特例につきましては、その猶予期間が終了することを確実に周知するようお願いをしているところでござります。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。
特例猶予の仕組みの活用によりまして、それ

ましては、昨年の十一月以降、終了の前にお知らせをお送りさせていただいているところでございます。
○清水委員 ありがとうございます。
現行の猶予制度におきましても、是非柔軟な対応をお願いしたいと思います。

○清水委員 ありがとうございます。
厚労省それから総務省につきましては、質問は以上ありますので、必要に応じて退席していただけます。

○清水委員 ありがとうございます。
まず、所得税といいまして、ただ、これは世界各國が事業者に対する経済的支援を行つたりまして、今日はこの持続化給付金の課税問題について確認したいと思います。
次に、所得税といいまして、持続化給付金や家賃支援給付金が、消費税の課税売上げにはならないものの、所得税については課税されるということをこの間の委員会で明らかにしたところでありまして、今日はこの持続化給付金の課税問題について確認したいと思います。

○清水委員 ありがとうございます。
先ほど言いましたけれども、このコロナの下で、世界各國が事業者に対する経済的支援を行つたりまして、今日はこの持続化給付金の課税問題について確認したいと思います。

○清水委員 ありがとうございます。
財務省の住澤主税局長は、私の間に、フランスで非課税措置が取られている理由や背景は承知しています。ドイツやイギリスでは事業者向けの給付金は課税となつていていますが、アメリカやフランスでは非課税となつております。

○清水委員 ありがとうございます。
財務省の住澤主税局長は、私の間に、フランスで非課税措置が取られている理由や背景は承知しています。ドイツやイギリスでは事業者向けの給付金は課税となつていていますが、アメリカや

フランスでは非課税となつております。

○清水委員 ありがとうございます。
Dの本部に財務省の職員を派遣しているというふうに思いますが、もちろん現地法人の企業もありますし、一度これは現地で確認していただけませんかね。

○清水委員 ありがとうございます。
Dの本部に財務省の職員を派遣しているというふうに思いますが、もちろん現地法人の企業もありますし、一度これは現地で確認していただけませんかね。

○清水委員 ありがとうございます。
Dの本部に財務省の職員を派遣しているというふうに思いますが、もちろん現地法人の企業もありますし、一度これは現地で確認していただけませんかね。

○清水委員 ありがとうございます。
Dの本部に財務省の職員を派遣しているというふうに思いますが、もちろん現地法人の企業もありますし、一度これは現地で確認していただけませんかね。

する支援措置として非課税としたということです。

○清水委員 今お聞きいただいたように、やはり新型コロナで大変苦境に立たされている中小企業に対して、そういう支援なので課税しなかつた、こういう考え方でそうなつてはいるということでお答えがありました。

それで、国税庁のホームページに掲載されている、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ。ここにもいろいろ課税の問題が書かれているわけなんすけれども、今回の新型コロナ対策としてなされた様々な支援策のうち、例えば今言いました持続化給付金や家賃支援給付金がありますが、他方、新型コロナ感染症対応の休業支援金、あるいは一人十万円の特別定額給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金は、いわゆる法的措置がなされて非課税となつております。

これらの給付金を法律でわざわざ非課税とした理由について説明していただけるでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の新型コロナ感染症対応の休業支援金につきましては、その支給を受けられる方々が休業手当を事業主から支給をされない、他方、雇用関係が継続しているために失業給付も受給できないといった困難な状況にある従業員の方々への支払いであるということ、さらに、失業給付、失業状態に至りますと失業手当の給付があるわけござりますが、これについては既存の制度において非課税とされていることとの関係も考慮する必要があるということなどから、雇用保険法特例法において非課税とされたものでございます。

また、特別定額給付金、また子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、これまで生活維持ですとか家計への支援のために給付される給付金につきましては非課税とする取扱いをしてきていたことから、これらの給付金につきましても、引き続き家計への支援のための給付金という性格を

有していることや、類似の児童手当が非課税とさ

れていることなどを踏まえまして、昨年四月の新型コロナ税制特例法において非課税とされたものでございます。

○清水委員 今御説明いただいたわけですが、い

ずれも、新型コロナの影響を受けて、事業者の場合は売上げが落ちたり、政府や自治体が決めた休業要請あるいは時短要請など社会的、政策的に協

力したために売上げが落ちた、例えばフリーラン

ス、個人事業者にとって、今言われた、例えば子育て世帯への給付金や休業支援金と同様に、生活

支援金と同じであり、生活を支える収入という点では何も変わらないというふうに思うんですが、

彼らにとって、持続化給付金というものの性格は、いわゆるシフト労働者や非正規労働者の休業

支援金が生活を支えるためのものではないとい

う認識に立っているのか、そこについて教えてい

ただけますでしょうか。

○住澤政府参考人 お答えをいたします。

法人として事業を経営されている方、あるいは個人として事業主で活動されている方が、それぞれの経営に生活を依存しているということは紛れもない事実であるうといふうに考えてございま

す。

他方で、先日も申し上げましたが、事業収入を補填するでありますとか、あるいは必要経費の支出に充てるためのもの、こういった事業に関連する給付につきましては、ほかの事業主の方々とのバランス上、やはり事業所得の収入なり、法人の場合は益金に算入することがバランス上適当であらうというふうに考えてございます。

先ほど御紹介ございましたように、諸外国の取扱いにおいても、イギリスやドイツでは同様の取扱いをしておりますし、また、フランスの御指摘

がございましたが、フランスの連帯基金支援金の場合は、調べてみますと、そもそも支給が月ごとに行われておりますし、前年同月の売上げからどういったものについて、仮に非課税とする

のぐらい減少したか、その減少額が支給の上限と

いうことでございますので、我が国の持続化給付金のように、ある一月を取りまして、その一月の売上げが一定以上減少している場合に、その十二倍と年の収入を比べて、その差額を二百万円を

限度として補填するといったような、ある意味大膽な給付措置をやっているわけですが、ややこの

フランスの制度とは違った格好でございまして、こういった方々もいらっしゃるわけでございまして、こういった格好でございまして、こういった方々との税負担のバランスというのをどう考えるかという問題

があるうかと思います。

また、負担が増える、あるいは負担が生じると支えるという点では、一時金なのか、あるいは月ごとなのか、その違いはあるにせよ、これは私は

生活を支える上で非課税とするべきだというふうに思うんですね。

○清水委員 フリーランスや個人事業者の営業を支えると、それは、フリーランスの方や個人事業主の方々にとって、持続化給付金が課税とされる

と所得が生まれます。所得が変わります、増えます。ということは、その他の公的サービスの負担

も変わることで、例えば、国民健康保険料や介護保険料、その所得割部分は所得から算定しますから、上がります。子供の保育料、これも市民税額から算定されるわけです。

このように、持続化給付金を受け取ることによつて所得が増え、だから、持続化給付金といふのはあくまでも、コロナの影響を受けて売上げがどんどん落ち込んで、それで十分とは言えないところもあるかもしれないけれども、受け取つていいものであり、そのことによつて、様々波及していく、公的サービスの負担が増える。

こうしたことになると、結局、持続化給付金を受給するメリットが削減されるということになる

住澤参考人は、以前、給付金が事業収入に算入されても赤字になるというケースが多いので課税所得が生じない場合もある、多いというふうにおつしやつていましたが、そういう方々ばかりではありません。

是非、このコロナの影響がまだ収束しているわけではありませんので、中小企業支援の一環として、今からでも、この持続化給付金、家賃支援給付金については非課税とすることを検討していた

最後に、今申し上げました持続化給付金の支給だけではありませんので、中小企業支援の一環として、今からでも、この持続化給付金、家賃支援給付金については非課税とすることを検討していた

だときたいと思います。

今日も経済産業省から長坂副大臣に来ていただ

いております。ありがとうございます。

それで、先日の私の質疑、あるいは予算委員会

